

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

レジャークラブの年会費の取扱い

Q: 当社は、このたびレジャークラブへ入会しました。このレジャークラブは従業員の福利厚生のほか、取引先の接待にも使用しています。この場合、レジャークラブの年会費等の処理はどうすればよいでしょうか。

A: レジャークラブの利用状況によって、交際費、福利厚生費等に区分します。

【解説】

レジャークラブとは、法人等が宿泊施設、体育施設、遊技施設等のレジャー施設を設け、利用する会員を募る組織をいい、最近レジャークラブに加入する会社も増えているようです。

加入した会社がこのクラブを利用するのは、取引先を接待する場合、従業員の福利厚生に利用させる場合、従業員等が会社の業務に関係なく個人的に利用する場合等、種々のものが考えられます。

したがって、その利用料は、基本的にはその施設の利用の都度利用目的によって、交際費、福利厚生費、給与のそれぞれに区分されることとなります。

次に、年会費等（利用に応じて支払われる費用を除きます）は、その入会金が給与とされているときは給与になりますが、その他のときはそのレジャークラブの使用状況によって区分します。この場合、年によってその使用状況の目的別比率は一定しないと思いますが、最近の使用状況を勘案した標準的な比率によって、交際費、福利厚生費、給与等のそれぞれに区分することになると思われます。

